

慢性期入院医療等

患者の状態に応じた医療の質の向上、地域移行の促進

精神療養病棟入院料

- 患者の状態像による評価の導入

重症者加算: 患者のGAFスコアが40以下の場合

1090点 <1日あたり>



1090点 (GAF40以下の場合)

1050点 (GAF41以上の場合)

精神科地域移行実施加算

- 地域移行実施加算の点数引き上げ

入院期間が5年を超える長期入院患者を1年間で5%以上減少させた場合に算定

1日あたり 5点  10点

非定型抗精神病薬加算

- 使用する抗精神病薬が2種類以下の場合の点数引き上げ

副作用を軽減し患者のQOLを向上できるよう、国際的な標準的治療の実施を評価

10点 <1日あたり>



10点 (3種類以上の場合)

15点 (2種類以下の場合)

精神療法

長時間の精神療法・エビデンスの明らかな精神療法の評価

通院・外来精神療法

- 30分以上の場合の点数の引き上げ
- 病院と診療所の点数の統一

30分以上の場合	360点	→	400点
30分未満の場合	（病院 330点 診療所 350点）	→	330点

認知療法・認知行動療法

- うつ病に対する認知療法・認知行動療法の評価の新設

- ・ 1回30分以上、16回を限度
- ・ 気分障害の患者に対して一連の治療計画を作成し患者に詳細に説明
- ・ 「うつ病の認知療法・認知行動療法治療者用マニュアル」に準じて実施

1日あたり 420点

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/kokoro/index.html>

心身医学療法

- 入院心身医学療法の点数の引き上げ

1日あたり 70点 → 150点

精神科デイ・ケア

入院からの地域移行・発症早期の手厚いケアの促進

早期加算

- 算定開始から1年以内の場合の加算を創設
精神障害者の地域移行や早期支援を推進

1日あたり 20点（ショートケア）
50点（その他）

※入院の場合は再度算定可能

食事提供加算

- 食事提供加算を本体報酬に包括化
療養の一環としての食事提供については報酬の範囲内

点数（1日につき）

	ショート・ケア	デイ・ケア	ナイト・ケア	デイ・ナイト・ケア 重度認知症患者デ イケア
小規模	（変更なし）	550→590点	500→540点	1000→1040点
大規模		660→700点		
（早期加算）	20点	50点	50点	50点

在宅医療

重症の精神疾患患者への在宅医療の促進

訪問看護療養費（訪問看護ステーション）

●複数名訪問看護加算の創設

- ・看護師、准看護師、PT、OT、STが複数名で訪問した場合
- ・対象患者
 - 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる者
 - 特別訪問看護指示期間中

看護師等 4300 円
准看護師 3800 円
(週1回の算定)

●訪問看護管理療養費の引き上げ

月の初日 7050円 → 7300円
月の2日目以降 2900円 → 2950円

往診料

●往診料の引き上げ

- ・計画的に行われる「訪問診療」とは異なり、症状が増悪した際の緊急時の対応への評価

1日あたり 650 点 → 720 点